


所管部課	都市建設部都市計画課	部長	内藤 峰雄			
件名	「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」について		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>東京都、特別区及び26市2町は、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、概ね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた整備方針を過去3度策定し、事業の推進に努めてきた。現行の整備方針（第三次事業化計画）は平成27年度をもって計画期間が満了することから、平成25年度から3か年にわたり協働で、第四次（平成28年度～37年度）となる整備方針の策定に取り組んできた。</p> <p>ここで、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を策定し、公表する。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路整備の基本理念、基本目標を定める。</li> <li>・未着手の都市計画道路について、検証項目に照らし、その必要性を確認する。</li> <li>・必要性が確認された路線の中から、優先的に整備する路線を位置づける。</li> </ul> <p>※市内の優先整備路線は、下記4路線である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①立川3・2・4号 新青梅街道線（狭山5丁目以東 約760m）【都施行】</li> <li>②立川3・3・30号 立川東大和線（青梅街道以北 約690m）【都施行】</li> <li>③立川3・4・17号 桜街道線（南街5丁目～南街6丁目 約530m）【市施行】</li> <li>④立川3・4・26号 東大和清水線（立川3・2・4号以北 約410m）【市施行】</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優先整備路線以外の路線は、今後、必要に応じた検討を行う。</li> <li>・これまで優先整備路線以外を対象としてきた建築制限の緩和策について、今回、優先整備路線まで適用を拡大する。</li> </ul> <p>(2) 影響及び効果</p> <p>整備方針を策定することにより、都市計画道路の計画的、効率的な整備を促進し、交通機能や防災機能の向上を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年 5月 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）中間のまとめ」を取りまとめ、パブリックコメント実施。併せて、議員へ情報提供</p> <p>平成27年12月 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（案）」のパブリックコメントを実施。併せて、議員と都市計画審議会委員に情報提供</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに策定手続きを進めるとともに、市公式ホームページ及び市報（4月15日号）に掲載し、周知を行いたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。